

## 「健康安全課長通知の抜粋と参考情報」

- 広島労働局労働基準部健康安全課長からの通知文「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

【通知の鑑（抜粋）】

事 務 連 絡  
令 和 4 年 1 月 4 日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部  
健康安全課長

### 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめられましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用ください。

記

1



- 「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」の通知全文は、[こちら](#) をご覧ください（厚生労働省HP）。
- リーフレット [「剥離剤による中毒が多発しています！」](#)

(参 考)

○個別分野の化学物質対策について

- 一酸化炭素による労働災害の防止
- 一酸化炭素による労働災害の防止
- 建設業における一酸化炭素中毒の防止
- アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止
- PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策
- 廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止

などの個別分野の対策は、[こちら](#) をご覧ください（厚生労働省HP）。

○安全衛生関係リーフレット等の一覧は、[こちら](#) をご覧ください（厚生労働省HP）。